審査基準

Ⅰ 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い，各評価項目の得点合計が最も高い者と契約交渉を行い，交渉の結果，契約条件に合意した場合に採択案件として決定する。

Ⅱ 審査方法

企画提案書に基づき，東京工業大学内に設置する「T2SCHOLA シラバス連携機能 審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において第１次審査（書類審査）及び第２次審査（プレゼンテーション審査）を実施する。また，必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

Ⅲ 評価方法

評価は，下記の評価項目毎に評価基準による審査を行い，審査委員会の各委員が各々評価した採点結果の合計を当該提案者の得点とする。

1. 事業実施主体に関する評価
   (1) 事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。
   (2) 業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。
   (3) 事業実務に精通しているとともに，事業を適切に遂行するための専門性・技術力及びノウハウを有していること。
   (4) 事業を効果的に遂行するために必要な実績を有していること。

2. 事業内容に関する評価
   (5) 仕様書に示す内容を全て満たし，本事業の目的を達成できるような提案内容になっていること。
   (6) 提案内容実現のための計画が具体的に設定され，その実現性・妥当性があること。
   (7) Moodle の仕組みを熟知した上で Moodle のモジュールを有効に利用したアイデア・創意工夫が見られること。
   (8) 提案内容に対して，コスト削減の努力が示されていること。

3. その他加点に関する評価
   (9) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価
   ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同

参画局長の認定等相当確認を有していること。

[評価基準]

1. 評価項目(1)から(8)に係る評価基準
   以下の５段階により評価を行う。
   - 大変優れている＝5 点
   - 優れている＝4 点
   - 普通＝3 点
   - やや劣っている＝2 点
   - 劣っている＝1 点

2. 評価項目(9)に係る評価基準
   以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお，内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については，相当する各認定等に準じて評価する。
   - 女性の就業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等
     - 認定段階１（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝０．５点
     - 認定段階２（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1 点
     - 認定段階３＝１．５点
     - プラチナえるぼし認定＝２点
     - 常時雇用する労働者の数が３００人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝０．３点
   - 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）
     - くるみん（旧基準）認定＝０．５点
     - くるみん認定（新基準）＝1 点
     - プラチナくるみん認定＝１．５点
   - 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
     - ユースエール認定＝1 点
   - 上記に該当する認定等を有しない＝０点